

令和 8 年度区政運営会議 記録要旨

1 日 時	令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 11：00～ 11：05	2 場 所	災害対策本部室	
3 件 名	品川区清掃事務所 中延中継所の跡地活用について			
4 出 席 者	区長、堀越副区長、新井副区長、教育長 各部長・担当部長 企画経営部各課長・総務課長・戦略広報課長	5 会 議 結 果	■ 案のとおり決定する。	【備考】
			□ 一部修正の上、決定する。	
			□ 継続して検討する。	
			□ 案を否決する。	
6 会 議 内 容	【指示事項】 ◆原案のとおり進めること。			

付 議 事 案 書

審議事項 ・ 報告事項						
1 件 名		品川区清掃事務所 中延中継所の跡地活用について				
2 担 当 部 課		企画経営部企画課 防災まちづくり部公園課		3 関 連 部 課	都市環境部品川区清掃事務所	
論 点 4 （決定を要する事項）		品川区清掃事務所 中延中継所の跡地について、公園整備の方向で進めてよろしいか				
5 概 要	① 現 課 状 題	・ 清掃・資源循環事業拠点の再編に伴い、中延中継所は新北品川分室に移転・統合予定であり、移転後（令和10年下半期予定）に敷地の跡地利用が可能となるため、活用検討が必要となっている。 ・ 地元の中延四丁目町会と隣接する東中三町会の区域内に公園が存在しないことから、地域コミュニティの活性化および防災力の向上に資する施策の実施が求められている。 ・ 区は公園・児童遊園が整備されていない町会について、適地があれば優先的に整備していく考えである。		② 付議事案	目 的	区は、適地があれば公園未整備の町会に優先的に整備していく考えであり、町会からの公園設置要望はこの方針に合致するものである。地域コミュニティの活性化および防災力の向上を図るとともに、建替を伴わない整備によりコスト低減を実現する。
					対応方策	左記①に記載の現状および課題に対応するため、公園の整備を行う。
	③ そ の 他 （スケジュール等）	令和8年度 7月14日 町会からの要望書受理 令和9年度 既存躯体解体設計 令和10年度 新北品川分室へ移転（下期） 既存躯体解体・公園設計 令和11年度 公園整備工事 令和12年度 公園使用開始		項目	有無	方法（時期）
				条例規則	無	
				議会説明	有	S D G s ・ 行財政改革特別委員会（令和8年8月25日）
				区民参加	無	
				報道発表	無	
				広報・HP	無	
6 参 考 情 報				7 添 付 資 料	別紙「品川区清掃事務所 中延中継所の跡地活用について」のとおり	

品川区清掃事務所 中延中継所の跡地活用について

区政運営会議資料
令和8年7月24日
企画経営部企画課
防災まちづくり部公園課

1. 中延中継所の状況

- ・清掃・資源循環事業拠点の体制再編に伴い、中延中継所は新北品川分室(品川区北品川3丁目10番2号)に移転・統合することが決定している
- ・中延中継所は現在も活用中であり、新北品川分室竣工・移転後(令和10年下半期予定)に、敷地の跡地利用が可能となる

2. 審議事項等

公園整備の方向で進めてよろしいか

【公園整備のメリット】

- ①地域コミュニティの活性化、防災力の向上
- ②区は、公園未整備の町会について、適地があれば優先的に整備していく考えである
- ③当該跡地の地元町会内に公園がなく、公園設置要望がある
- ④他の公共施設と比較して、建替が生じないため、コストの低減を図ることができる



【所 在】 中延4-18-13
【敷地面積】 約386㎡
【延床面積】 約209㎡
【用途地域】 第一種住居地域
【建ぺい率】 60%
【容 積 率】 200%
【建 年 数】 昭和57年
(築43年)
【階 数】 地上2階建て



出典元:しながわMAP

3. スケジュール(案)

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
スケジュール	活用方針決定	既存躯体解体設計	新北品川分室へ移転(下半期) 既存躯体解体	公園整備工事	公園使用開始
	※公園整備について地域の意見を聴いていく		公園設計		

4. 公園の必要性

【水とみどりの基本計画・行動計画】

- 品川区立公園条例で定めている区民一人当たりの公園面積5.0㎡を下回っている状況。
- 区内全域の緑化推進を図る上で、都市公園の整備を継続して推進する必要がある。
- まちの防災力向上に向けた、防災広場としての公園整備が必要である。
- 身近な防災訓練の場・地域活動の場の確保が求められている。

5. 公園整備としての評価

【立地】

- ・町会(中延四丁目町会)内に公園がないエリア。
- ・近隣(概ね半径200m以内)にも公園がないエリア。

緑化の推進・地域活動の場に資する

【面積】

- ・防災性を備えた公園として整備するにあたり十分な面積がある。

地域の要望をふまえた整備が可能



6. 公園整備内容の例

区民の防災活動に資する公園として、また、災害時の一時集合場所として機能できるよう、以下の整備内容を想定。

マンホールトイレ



防災井戸



防災パーゴラ・シェルター



かまどベンチ



ソーラー照明灯

